

検査期日		検査場所	家畜の種類
第一次	第二次		
十一月十三日 午前十時から	十一月十六日 午前十時から	日野郡日野町根雨 根雨家畜市場	肉用牛
" 十四日	" 十七日	米子市吉岡 西部家畜市場	
" 十五日	" 十八日	倉吉市八屋 倉吉家畜市場	
" 十七日	" 二十日	鳥取市国安 東部家畜市場	

鳥取県告示第八百十六号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字野字西又二 一九六三の一四

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第八百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字壺栗五四〇二、五四〇三の一、五四〇三の二、五四一、五四一四、五四一六の一（以上六筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百十八号

鳥取市東大路六四番地両川威ほか三十九人の者から設立認可申請のあった邑美土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日設立の認可をし、同法同条第二項の規定により成立したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

北村弓河内土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 森 田 幸 市 八頭郡河原町北村一八八番地

本人のつごうにより、昭和四十七年七月十四日辞任

尚徳村三ヶ堰土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 田 邊 潔 米子市榎原八三五

三 吉 重 雄 八〇〇

松 浦 徳 虎 一〇九五

牧 浦 正 雄 二八六

鷺 見 重 雄 大袋二七八

長 谷 川 暢 亮 青木五三四

山 川 榮 橋本二〇六

加 藤 伸 二 二〇八

須 山 昭 典 二三二

監 事 加 藤 孝 己 二七一

岡 俊 隆 榎原四五七

任期満了により退任

尚徳村三ヶ堰土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 谷 本 禮 米子市榎原一三九五ノ一地

岩 崎 一 七四七

小 林 勝 美 八一五

山 脇 浩 五九三

谷 本 尚 青木五五〇

鷺 見 謙 吉 大袋三五四

加 藤 幡 敏 橋本三五四

山 川 文 夫 一九二

乘 本 貞 夫 二六一

監 事 岡 俊 隆 榎原四五七

山 川 榮 橋本二〇六

昭和四十七年四月三十日通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年五月二日就任 任期二年

関金土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 石 賀 明 春 東伯郡関金町大字今西一五四番地

牧 田 春 関金宿一八二一番地

鷺 見 幸 雄 郡家一一一番地

大木谷 大二 関金宿一二四番地
 小谷 国雄 三一六番地
 山根 喜好 今西六七番地
 穴戸 勝重 山口四四九番地

昭和四十七年九月十日定款変更の役員増員に伴う補欠選挙により当選し、
 昭和四十七年九月十一日就任 任期昭和五十一年二月九日まで

米子市南部土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 齊木 光昌 米子市石井七八二番地
 高田 三郎 兼久一〇六番地
 竹内 弘 石井七五九番地
 佐藤 徳治 奥谷六二三番地
 芥木 一夫 石井七五三番地
 遠藤 勤 奥谷五四八番地
 遠藤 毅 八一三番地
 大谷 尚雄 日原六三五番地
 幡原 昶 三一〇番地
 大西 悟 宗像二六四番地
 三浦 時義 二六六番地
 深田 秀男 兼久五六番地
 木下 清晴 一二二番地
 稲田 益雄 福市八三五番地
 江原 明 青木九六六番地

横山 興明 榎原一四三三の二番地
 青砥 延寿 日原四二一番地
 芥木 幸福 石井八一〇番地
 田村 稔 奥谷六二二番地
 高田 三郎 兼久四七三の一番地

任期満了により退任

米子市南部土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 齊木 光昌 米子市石井七八二番地
 高田 三郎 兼久一〇六番地
 竹内 弘 石井七五九番地
 佐藤 徳治 奥谷六二三番地
 芥木 一夫 石井七五三番地
 遠藤 勤 奥谷五四八番地
 遠藤 毅 八一三番地
 大谷 尚雄 日原六三五番地
 幡原 昶 三一〇番地
 三浦 時義 宗像二六四番地
 大西 悟 二六六番地
 深田 秀男 兼久五六番地
 木下 清晴 一二二番地
 江原 明 青木九六六番地
 瀬尾 幸応 福市九五一番地

横山 興明 榎原一四三三の二番地

青砥 延寿 日原四二一番地

斉木 幸福 石井八一〇番地

田村 稔 奥谷六二一番地

高田 三郎 兼久四七三の一番地

昭和四十七年八月三十日開催の臨時総会において役員選挙の結果当選し、
昭和四十七年九月十九日就任 任期四年

以西土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

理事 河上 重雄 東伯郡赤碓町大字大父七四九番地の二

前田 義夫 九〇五番地

小椋 時夫 山川六八二番地

小椋 武光 六八一番地

高力 恒雄 高岡四五四番地

川上 福光 四七番地の一

森 進 赤碓一四八三番地

岩本 定夫 高岡七二番地

河上重雄、前田義夫、小椋時夫及び小椋武光は昭和四十六年四月十二日、
高力恒雄、川上福光及び岩本定夫は昭和四十七年八月十七日組合員資格の
喪失により退任。森進は、昭和四十七年八月十七日日本人のつごうにより退
任

以西土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 来家 豊秋 東伯郡赤碓町大字竹内三六九番地

入江 重雄 宮木七一の三番地

高力 克文 高岡四五二番地

永田 博道 三〇〇番地

山下 武良 六二番地

小椋 弘志 大父八六四番地

高力 恒雄 高岡四五四番地

牧田 正毅 竹内五二一番地

昭和四十七年九月四日の臨時総会において補欠選挙の結果当選し、昭和
四十七年九月五日就任 任期昭和四十八年二月七日まで

大山土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事 岡田 伸樹 西伯郡大山町中高三六一

坂田 伊佐夫 三五〇ノ三

坂田 清 四二三

門脇 正 平木九九

大原 茂利 所子二〇

山根 操雄 上野一二六

松田 万喜郎 末長三〇

小原 増一 唐王六八九

小原 昇 七一九

瀬川 正	清原二八二
中島 瓏	野田二六五
入江 静雄	長田一五〇
小谷 朋史	荘田七三
深田 照夫	妻木四七三
深田 叶	六七六
金井 甚太郎	稲光三〇
諸遊 秋夫	上万三
山根 栄造	平田一三五
斉木 繁	保田一
種田 紀秋	安原一四四
入江 潔	富岡一〇
大下 茂	淀江町大字今津四〇五
足立 勇一	淀江九八三
小林 利雄	八六五
田中 邦男	大山町安原二七二
金川 豊	稲光六
岡田 芳信	中高三七七

土地改良法第十八条第四項の規定により申請人が選任し、昭和四十七年十月六日就任任期第一回総代会まで

鳥取県告示第八百二十号

宇野山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(宇野地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)

第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十一号

湯山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良(山湯山区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月二十日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十二号

大栄町長から申請のあつた町営土地改良(六尾地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十三号

大栄町長から申請のあつた町営土地改良(上種地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十四号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良(石塚地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十五号

倉吉市長から申請のあつた市営土地改良(上米精地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十六号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(久蔵地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十七号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(北方地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十八号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(落合地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百二十九号

西伯町長から申請のあつた町営土地改良(赤谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（桂木地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十一号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（北村地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十二号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（金沢地区かんがい排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項

において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十三号

鳥取市長から申請のあつた市営土地改良（尾崎地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十四号

泊村長から申請のあつた村営土地改良（浜山地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十五号

鹿野町長から申請のあつた町営土地改良（閉野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十六号

鹿野町長から申請のあつた町営土地改良(閉野地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十七号

日南町長から申請のあつた町営土地改良(上三栄地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十月二十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第八百三十八号

昭和三十九年四月鳥取県告示第九十九号(鳥取県指定金融機関の名称、位置、出納区域及び取扱事務について)の一部を次のように改正し、昭和

四十七年十一月七日から施行する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「株式会社山陰合同銀行広島支店 広島市立町 広島市 収納事務」を
「株式会社山陰合同銀行広島支店 広島市立町 広島市 収納事務」
株式会社山陰合同銀行福山支店 福山市昭和町 福山市 収納事務」
に
改める。